

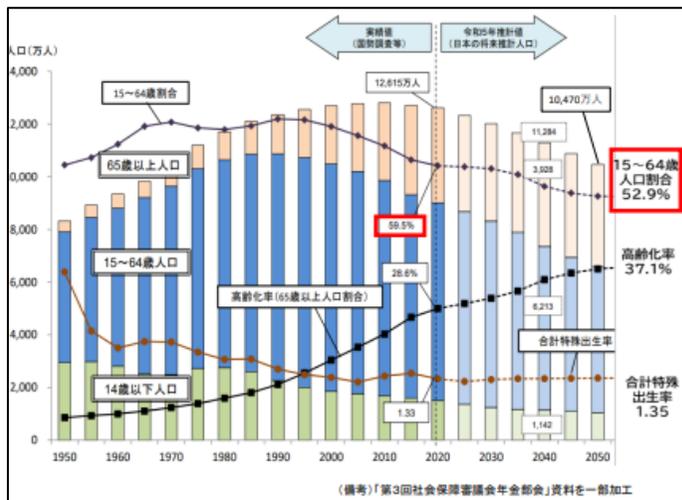
地方分権改革に関する 提案募集に係る意見

【地方三団体ヒアリング】

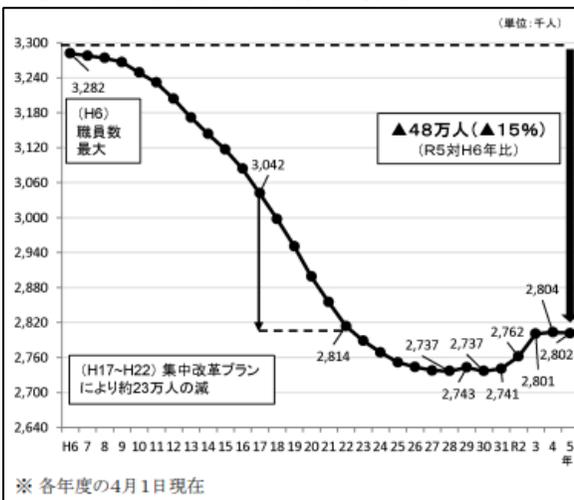
令和7年7月28日
全国知事会

共同提案テーマの選定について

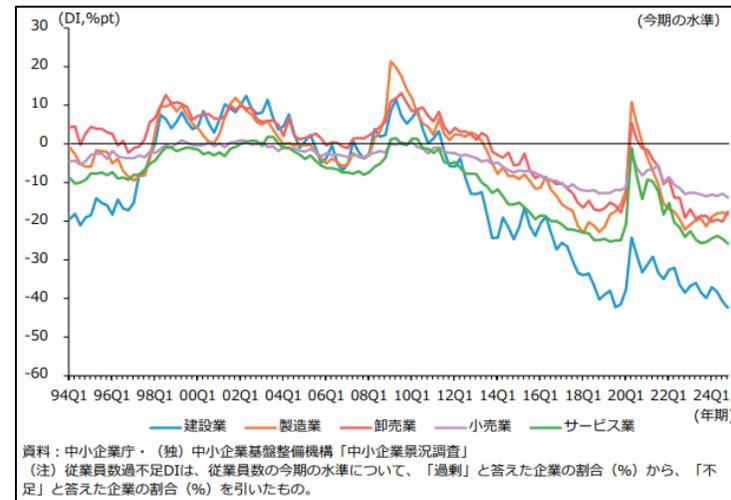
日本の将来人口推計（実績と推計）



地方公共団体の職員数の推移



従業員数過不足DIの推移（業種別）



(出典) 令和6年11月21日 持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会 (第1回) 中小企業庁, 2025年版「中小企業白書」

急速な人口減少の進展・人口構造の変化

- ・ 地方公共団体、民間企業ともに深刻な人手不足
- ・ 既存サービスと需要の不一致

- ・ デジタル技術の活用
 - ・ 実情に応じた諸基準の緩和
 - ・ 役割分担の見直し
- などによる事務の効率化・適正化が必要

令和7年 提案募集 重点募集テーマ

- デジタル化
- 人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等

共同提案の選定基準（全国知事会）

- 人手不足対策
（人員配置・特定の業務に係る資格要件や規制の緩和等）
- いわゆる「従うべき基準」の見直し
（社会福祉施設の設備基準の見直し等）
- 国における一括処理による事務の効率化
（国家資格や調査のあり方の見直し等）

管理番号194（共同提案）

過疎地等の病院における常勤要件の見直しについて

支障内容

勤務時間が週32時間未満の医師は、常勤医師として診療報酬を算定することができないことから、医師の確保が困難で、再任用や短時間勤務の医師に支えられている過疎地の公立病院などでは、経営に深刻な支障が生じている。

提案団体である徳島県の過疎地にある公立病院では、医師の募集を行っても応募がなく、定年退職した医師を再任用して対応しているが、常勤要件を満たせないことから診療報酬の加算が適用されず、経営がさらに悪化する要因となっている。

提案内容

過疎地の病院に限り、週31時間勤務の医師（非常勤医師）の配置により診療体制を整備した場合でも、常勤医師で体制を整備した場合と同等の診療報酬で算定することを可能とする。

制度改正による効果

医師確保の柔軟性が高まり、病院経営が安定。地域医療の継続性と住民の医療アクセスが維持される。

管理番号262 (共同提案)

食品衛生監視員による外部検証を可能とする規制緩和

支障内容

と畜場及び食鳥処理場では外部検証（衛生管理計画及び手順書の確認並びに施設の衛生管理の実施状況の確認）を行わなければならないとされているが、外部検証を行う職員には、資格要件として「獣医師」であることが義務付けられている。

しかし、獣医師は全国的に確保が困難になっており、と畜検査や食鳥検査の要員すら確保が難しく、外部検証にまで対応する余力がない状況にある。

本来、徹底されるべき外部検証が十分行われなかった場合、食品衛生上の様々な問題の発生や放置される懸念がある。

提案内容

外部検証を行うことができる職員の資格要件に「食品衛生監視員」を加えるよう見直しを求める。

制度改正による効果

比較的人数に余裕がある食品衛生監視員が外部検証を実施することで、人数に限りのある獣医師を主要業務（と畜検査及び食鳥検査など）に充てることができ、公衆衛生の確保に向けた行政運営の安定性と実効性が向上する。

管理番号212（共同提案）

投票所におけるオンラインによる立会いに係る通知（技術的助言）の見直し

支障内容

提案団体である鳥取県では、投票立会人の確保困難を理由として投票所を廃止せざるを得ない状況があり、有権者が距離の遠い別の投票所に行かなければならなくなるような事態が生じている。

投票立会人の確保のため、オンラインによる立会いを活用することとしているが、「市町村庁舎内にいなければならない」との技術的助言があるため、人によっては実施できず、中山間地域では投票立会人の確保が困難な状況が変わっていない。

提案内容

技術的助言のうち、「市町村庁舎内の会議室等に所在」とする制限を緩和し、自宅や入所施設などでも、干渉のない環境が技術的に確認できればオンライン立会いを可能とするよう見直しを求める。

制度改正による効果

立会人を確保しやすくなることで、投票所の維持が可能となり、地域住民の投票機会の確保につながる。

また、障がい者や高齢者の社会参加を促進する効果も見込まれる。

共同提案テーマ「人手不足対策」に係るその他の主な提案

診療報酬の見直し

- No.146 MRI搭載車移動式医療装置を共同所有する場合の取扱いの明確化
- No.147 理学療法士等の介護施設等への訪問リハビリテーションを可能とすること
- No.168 在宅医療における医療保険適用要件の見直し

職員不足対策

- No.309 非常勤講師とスクール・サポート・スタッフ等の兼務に関する取扱いの明確化

持続可能な地域づくり

- No.53 地域公共交通確保維持改善事業費補助金におけるエリア一括協定運行事業の申請手続の簡素化等
- No.213 人口減少地域等における訪問看護サービスの維持・確保に向けた加算要件の緩和
(共同提案)

管理番号2

特定技能制度における地域の共生施策に関する協力確認書の都道府県への提出

支障内容

現在、特定技能所属機関が提出する「協力確認書」は市区町村が提出先とされており、都道府県には提出されていないため、どの事業者がどの地域で特定技能外国人を受け入れているかを都道府県が把握することが困難になっている。

都道府県では、医療・教育・住宅支援など広域的な視点で外国人施策を実施しているが、対象となる特定技能外国人の情報を把握できていないことにより、支援が必要な事業者や外国人へ施策が適切に行き届かないことが懸念される。

提案内容

協力確認書の提出先に都道府県を含めるよう求める。

制度改正による効果

都道府県と市町村が連携して支援体制を構築できるようになり、生活支援・就業支援・多文化共生のための情報提供等が一体的に行えるようになる。

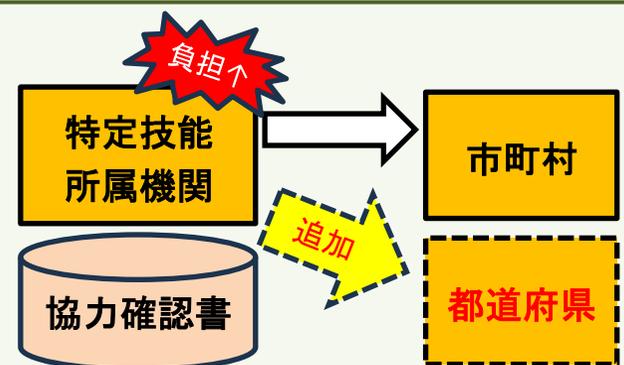
管理番号2

特定技能制度における地域の共生施策に関する協力確認書の都道府県への提出

懸念点

本提案は、共生社会の実現に向けて、特定技能所属機関が市町村に加えて都道府県にも協力確認書を提出することにより、制度の実効性を高めようとするものである。

しかし、**提出先が増えることにより、特定技能所属機関の事務負担が増加**する懸念がある。



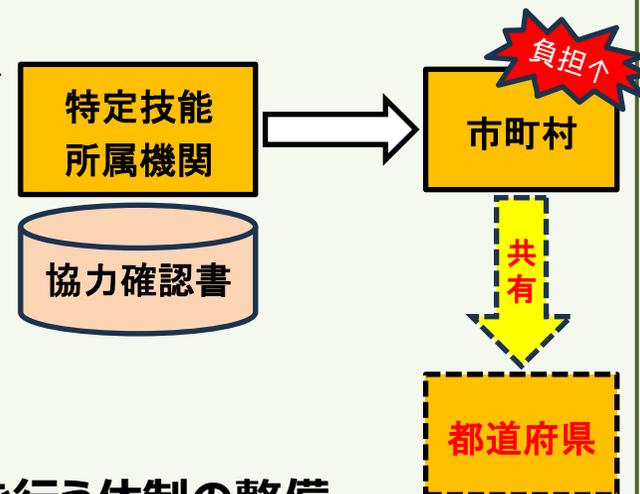
対応案

協力確認書を市町村が都道府県に共有する方法も考えられるが、その場合は市町村の負担軽減を図るため、以下のような措置が必要である。

- ・市町村が都道府県に情報提供を行う際の法的根拠や情報提供の範囲を明示
- ・協力確認書に、都道府県への情報提供に関する同意欄を設置

さらに、長期的には以下の仕組みの整備も検討すべきである。

- ・協力確認書を国が一括して受け付け、関係自治体へ情報提供を行う体制の整備
- ・一度の申請で関係自治体に自動的に送付されるシステムの導入



管理番号272（共同提案）

障害者支援施設における設備基準等の見直し

支障内容

提案団体においては、障害者支援施設がない地域があり、入所希望があっても居住地の近くの施設に入所できないケースがある。

当該地域においては過疎化の進展により、将来的に既存の特別養護老人ホームに空床が増加する見込みであり、空床を活用して障害者支援施設を併設することにより、地域の入所ニーズに対応でき、施設の有効活用にもつながるが、現行の設備基準等が妨げとなっている。

提案内容

障害者支援施設の設備基準等（利用者1人あたりの床面積、サービス管理責任者の配置など）を、従うべき基準から地域実情に応じた参酌基準に見直しを求める。

制度改正による効果

特別養護老人ホームの空床を有効活用でき、障害者の地元入所が可能になる。

施設整備の柔軟化により設置・運営のハードルが下がり、地域内での持続的な福祉提供体制の維持と家族の心理的・経済的負担等が軽減される。

管理番号272 (共同提案)

障害者支援施設における設備基準等の見直し

特別養護老人ホームに障害者支援施設を併設するにあたり、主に以下の設備基準が妨げとなっている。

利用者一人当たりの居室の床面積 (従うべき基準)

特別養護老人ホーム
⇒10.65 m²以上

障害者支援施設
⇒9.9 m²以上 (収納設備等を除く)

障害者支援施設のサービス管理責任者の配置 (従うべき基準)

利用者の数が60人以下
⇒1名以上

利用者の数が61人以上
⇒1名に、利用者の数が60人を超えて40人
又は その端数を増すごとに1名を加えて得た数以上

※1名以上は、常勤でなければならない。

障害者支援施設の利用定員 (標準とすべき基準)

※入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する場合

10人以上

共同提案団体である 広島県 大崎上島町の事例

障害者支援施設の併設を想定している特別養護老人ホームは、障害者支援施設の床面積基準を上回っているが、他の自治体の施設では床面積基準が支障となる可能性がある。

島内に障害者支援施設は存在しない。(現在、島内の障害福祉サービス事業所では、サービス管理責任者を確保できているが、町の人口減少傾向を踏まえると、将来的に確保が困難となることが懸念される。)

島内に障害者支援施設が存在しないため、島外の施設に入所した方を5人確認しているが、島内で10人以上という入所基準を満たすのは困難である。

管理番号272 (共同提案)

障害者支援施設における設備基準等の見直し



Aさん

- ✗ 島内には障害者支援施設がない
- ✗ 特別養護老人ホームがあり、将来的に空床の増加が見込まれるが、設備基準等を理由に障害者支援施設を併設できない
- 島外の施設に入所するしかない



具体的な支障事例

Aさんは脳性麻痺と統合失調症を患い、もともと住んでいた大崎上島町のグループホームに入居することになった。

当初は車椅子で買い物に出かけるなど、自立した生活を送っていたが、下肢麻痺の進行により、立ち上がりやトイレが困難に。

その結果、失禁による夜間対応が頻回となり、夜勤体制のないグループホームでの生活継続が困難になってしまった。

本人と家族は引き続き島内での生活を希望していたが、入所可能な施設が島内に存在しなかったため、やむを得ず東広島市の施設へ入所することとなった。

当該施設へはバスとフェリーを乗り継いで行く必要があり、移動に長時間を要するため、入所者の高齢の親にとっては面会が困難となっている。

また、車で訪れる場合にはフェリーに車を乗せる必要があり、片道5,080円の運賃がかかることから、経済的負担が大きい。

⇒設備基準等が緩和され、特別養護老人ホームに障害者支援施設を併設できるようになれば、Aさんは住み慣れた島内での生活を継続することが可能になる。
また、家族との面会が容易になり、面会に通う親の経済的負担等も軽減される。

島外の施設へは車とフェリーを乗り継ぐ必要があり、移動に時間がかかる。



管理番号277（共同提案）

都道府県知事が資格付与者となっている国家資格の見直し

支障内容

各都道府県では、都道府県知事が資格付与者となっている国家資格について、免許証等の申請受付・内容確認・交付をはじめ様々な事務が発生しており、事務負担となっている。

特に、クリーニング師や製菓衛生師などは、国家資格でありながら都道府県でそれぞれ試験問題を作成しており、非常に非効率となっている。

資格によっては、例えば、結婚に伴う姓の変更に際し、居住地と免許交付地が異なる場合は、郵送での手続きが必要になるなど、利用者にとっても負担が生じている。

提案内容

国家資格のうち、都道府県知事が資格付与者となっているものについて、試験事務を既に全国統一の団体が行っている資格を含め、各種資格の付与者を国とするなどの見直しを求める。

制度改正による効果

都道府県の試験問題作成・免許交付・名簿管理などの事務が削減され、行政コストが低減する。

また、資格付与者の転換とともに、「国家資格等情報連携・活用システム」への資格の実装が進むことにより、利用者は全国どこでも手続きが可能となるなど、利便性が向上する。

管理番号292

デジタル資格者証を活用した管理栄養士・薬剤師・精神保健指定医の免許証等の交付事務のオンライン化

支障内容

管理栄養士・薬剤師・精神保健指定医の免許証交付手続においては、都道府県が厚生労働省との間の経由事務を担い、紙の免許証の交付を行っているため、多大な事務負担と時間を要している。

提案団体である秋田県では、免許証交付に年間約170件の対応があり、都道府県として約85時間を費やしている。書類の集中する時期には、申請者への免許証の到達が遅延してしまい、申請者が必要な時期に免許証を受け取れず、就業や各種申請等に支障が出ている。

提案内容

国家資格等情報連携・活用システムを活用し、デジタル資格者証を免許証の原本とすることで、都道府県の経由事務を廃止し、オンラインによる迅速な交付を可能にする。

制度改正による効果

国や都道府県双方で、免許証交付に係る事務負担が軽減されるほか、申請者への免許証到達までのタイムラグによる不利益を解消することができる。

管理番号345（共同提案）

都道府県地価調査と地価公示の統合

支障内容

国が実施する地価公示と、都道府県が実施する地価調査は、内容が類似しているにもかかわらず制度が分かれており、住民にとっては違いが分かりづらく、価格動向に対する誤解を招くおそれがある。

また、重複した業務を別々に実施しているため、業務の効率性にも課題がある。

提案団体である長野県では、同一の不動産鑑定士協会が地価公示と地価調査の両方を行い、都道府県職員も公表資料をそれぞれ作成する必要があり、限られた人員での対応に大きな負担が生じている。

提案内容

地価公示と地価調査を統合し、調査内容及び時期を一本化する。

制度改正による効果

住民にとって地価情報の参照先が明確になり、利便性が向上するだけでなく、不動産鑑定士や自治体の業務負担も軽減される。

その結果、制度の持続可能性や行政の効率性の向上が期待できる。

管理番号352（共同提案）

事業者の不正等による自立支援給付費等の国庫負担金の返還要件の見直し**支障内容**

自立支援給付費等を不正に請求した事業者が返還に応じない場合、市町村は関係法令等に基づき適切に事務を執行していても、国庫負担金の返還義務を負うこととなる。提案団体である長野県の一部の市町村では、不正請求に係る給付費の返還を求めているが、徴収は困難と見込まれ、1億円弱の返還が必要となる可能性がある。

不正請求の多くは、最初から行政を欺く目的で行われる悪質なものであり、市町村による審査で見抜くことは極めて困難である。このような不正の穴埋めに、地域の行政ニーズに投入すべき一般財源を充てることは、納税者の理解を得られない。

提案内容

市町村が最大限の努力を尽くしても、事業者の資力不足等により徴収が不可能と認められる場合には、国庫負担金の返還を免除できる制度の創設を求める。

制度改正による効果

都道府県等による行政処分や勧告に起因して突発的に生じる市町村の財政負担が軽減され、地域で必要とされるサービスの維持・充実が可能となる。

共同提案テーマ「国における一括処理による事務の効率化」に係るその他の主な提案

資格付与者の見直し

No.218 行政書士試験の施行に関する事務は都道府県知事ではなく総務大臣が行うこと

(共同提案)

全国一律の基準で実施する事務のあり方の見直し

No.91 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に係る調査等のオンライン化 (共同提案)

No.141 構造改革特別区域計画認定申請事務における都道府県経由の廃止 (共同提案)

No.274 都道府県が行う公共測量の実施時及び終了時における公示主体の見直し (共同提案)

No.275 測量業者登録簿を閲覧に供する規定の見直し (共同提案)

国への返還金に関する取扱いの見直し

No.173 未回収の診療報酬返還金の国返還についての取扱いの見直し

No.351 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業を国の直接補助事業とする見直し (共同提案)

その他の全国知事会共同提案

人手不足対策

No.126 行政相談委員法に基づく行政相談委員の配置基準の緩和 (共同提案)

No.341 投票所におけるオンラインによる立会いに係る通知 (技術的助言) の見直し (共同提案)

国における一括処理による事務の効率化

No.97 地方公務員の海外渡航に伴う渡航依頼事務に係る都道府県経由事務の廃止
(共同提案)

No.195 障害者支援施設等災害時情報共有システムの機能の見直し (共同提案)

No.234 宅地建物取引業免許申請等に係る国土交通省手続業務一貫処理システム (eMLIT)
への決済機能付与 (共同提案)

(以下、参考資料)

令和7年地方分権改革に関する提案募集に係る 全事項に共通して国に対処を求める意見

- 各府省からの第1次回答において、現行規定により対応可能であるとされたものについて、要綱等においてその旨を明確にするなど提案主体の納得が得られるよう具体的な作業スケジュール等を示しながら、説明責任を果たすこと。
- 事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を円滑に進めるため、財源措置、権限移譲などのスケジュール、研修の実施やマニュアルの整備などについて、地方の意見を十分に反映して、具体的な検討と調整を早期に進めること。
- 特に財源措置については、移譲に伴って生ずる新たな財政需要の内容を具体的かつ早期に示すとともに、それらに対応する財源を確実に措置すること。
- 地方が自らの判断と責任において、地域の実情に応じた施策を実施できるように、国の過剰な関与や規制のうち、地方側の課題意識が強い分野については、「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」のように、制度的な課題として捉え抜本的な見直しを行うこと。

2 地方分権を実感できる改革の深化

(1) 自治立法権の拡充・強化

- ・ 地域の実情に合った施策の実施が可能となるよう、義務付け・枠付けの緩和、法令の統廃合や簡素化、規律自体の削減などにより過剰過密な法令を見直し、自治立法権の拡充・強化を図ること。
- ・ 新たな立法により、地方が実施しなければならない計画等の策定をはじめとする事務事業の増加や、「従うべき基準」の新設といった状況が生じている。このため、地方分権改革推進委員会の第3次勧告において示された「義務付け・枠付けに関する立法の原則」の法制化、政府における「チェックのための仕組み」の確立など、新たな事務事業や義務付け・枠付けが必要最小限のものとなるための仕組みを構築すること。
- ・ 地方が自らの判断と責任において、地域の実情に応じた施策を実施できるように、国の過剰な関与や規制については、国と地方で課題意識を共有し、「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」(以下「ナビゲーション・ガイド」という。)のように、国が自ら制度の検討・見直しを行っていくルールを作成すること。

(2) 「従うべき基準」の見直し

- ・ 国が地方の自主性を著しく制限する「従うべき基準」については、原則として新たな設定は行わず、既に設定された基準については廃止又は参酌基準化することなどによって、多様な地域の実情に応じたルールづくりの役割を地方公共団体に委ねること。
- ・ また、「従うべき基準」の見直しを進めるに当たっては、ナビゲーション・ガイドのように、国が自ら制度の検討・見直しを行っていくルールを作成するなど、地域の実情に合った施策の実施が可能となるようにすること。
- ・ なお、全国一律の基準で実施する必要がある事務等の基準については、実質的に地方に裁量の余地がなく、条例制定に係る負担のみが生じるため、条例委任を廃止すること。

全国知事会「地方分権改革の推進について」(抜粋) R7.7.24決議 (2/4)

(3) 計画策定等の見直し

- 本来、地方公共団体における計画等の策定は、地域の課題や現状を踏まえ、住民と合意形成を行い、地域全体で主体的な取組を進めるために活用すべきものである。しかし現実には、依然として計画等の策定を新たに義務付ける法令の規定が創設されているほか、努力義務規定や「できる」規定であっても国庫補助金等の交付の要件として計画等の策定が求められるなど実質的な義務化により、国の過剰な関与が存在し、その対応に多大な労力を要するといった課題がある。各府省においては、政策立案や法案作成の都度ナビゲーション・ガイドの順守状況を内閣府に報告するなど、当該ガイドが実効性を持つように運用するとともに、地方の意見を十分に反映しつつ、計画等の策定による地方の負担の軽減に資する具体的な取組を進めること。
- 法令等の見直しと併せて、現在は計画等の策定を通じて財政措置を行っている各政策に関して、引き続きその政策目的を達成するために必要な財源保障を行うこと。
- ナビゲーション・ガイドの対象となっていない議員立法についても、当該ガイドの趣旨に鑑み、計画等の策定を求める法令の規定や通知等は原則として新たに設けないこととし、事前のチェックを行うこと。
- また、既に法令で計画策定が義務付けられているものについても、ナビゲーション・ガイドの趣旨に基づき、義務付けを廃止するよう不断の見直しを行うこと。

(4) 事務・権限の円滑な移譲等

- 住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねていくという基本的な考え方にに基づき、受け皿としての広域連合の活用も含め、国から地方への事務・権限の移譲についても、引き続き取り組んでいくこと。なお、広域連合を活用するにあたっては、国と広域連合とが協議により調整を行う仕組みを構築すること。
- 事務・権限の移譲などを円滑に進めるため、財源措置、権限移譲などのスケジュール、研修の実施やマニュアルの整備などについて、地方の意見を十分に反映して、具体的な検討と調整を早期に進めること。特に、地方が十分な予算・人員を確保して住民サービスを確実に提供できるよう、移譲に伴って生ずる新たな財政需要の内容を具体的かつ早期に示すとともに、それらに対応する財源を確実に措置すること。
- 適正な法執行の観点から、条例の制定改廃が必要となる場合等においては、地方公共団体に対し、事前に情報提供を行うほか、十分な準備期間を確保し、政省令の整備を行うこと。

全国知事会「地方分権改革の推進について」(抜粋) R7.7.24決議 (3/4)

(5) 全国一律の基準で実施する事務のあり方の見直し

- 一括処理した方が効果的な事務（生活保護の給付事務及び一般旅券の発給事務など）については、国と地方公共団体で共同実施、地方公共団体から第三者機関への委託、国の直接執行を検討するなど、急激な人口減少社会やデジタル技術の進展も踏まえ、地方と協議しながら、国と地方の事務のあり方を見直すこと。

(6) 経由事務の見直し

- 各種申請・調査等の行政手続における地方公共団体の経由事務については、申請者の利便性や手続のオンライン化等を踏まえ、国・地方全体で見た事務の効率化及び住民サービスの向上を図る観点から、地方公共団体への情報共有にも配慮した上で、見直しを行うこと。
- オンライン申請が可能な行政手続の中でも、事務の一部で紙による経由が存置されている例（国家資格に係るデジタル資格者証の運用等）もあるため、オンラインで手続が完結できる制度・システムへの移行を検討すること。

(7) 補助金等における国と地方の関係の見直し

- 義務付け・枠付けの緩和等が実現した場合であっても、財政的な措置が不十分であれば、補助金等を通じて実質的に国に縛られたり、法令の規律密度の緩和が財源保障を弱めたりしてしまう懸念もあるため、地方公共団体が自主的な判断に基づき、地域の実情に応じた施策を実施できるよう、適切な財源保障を行うこと。
- 国の出先機関が直接実施している事業や、国が都道府県を介さず市町村や民間事業者などに直接交付している補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）のうち、都道府県が地域の実情に応じて実施・調整する必要があるものは、都道府県を実施主体にするか、又は都道府県に交付すること。
- 国の補助金等を財源の一部とする地方公共団体の補助金等において、事業者の不正等に起因した国庫返還金や償還期限が到来した個人への貸付金を当該事業者や個人から徴収することが困難な場合、地方公共団体が代わりに国庫に返還しなければならない取扱いとなっている事例がある。こうした取扱いは、国と地方の費用負担のあり方として適切ではないため、制度の見直しを行うこと。

全国知事会「地方分権改革の推進について」(抜粋) R7.7.24決議 (4/4)

3 地方分権を推進するための枠組みの強化

(3) 提案募集方式の見直し

- ・ 「提案募集方式」は、地方分権改革の手法として一定の役割を果たしているが、地方の意欲と知恵を十分に活かせるよう、個々の提案への対応にとどまらず、同様の課題を持つ類似業務の見直しにもつなげる等、制度を拡充すること。
- ・ 「実現できなかったもの」とされた提案については、今後、地方から支障の根本的な解決が必要とされた場合には、再度検討対象とし、改めてその実現に向けて尽力すること。
- ・ 提案の検討及び提案後の調整に当たっては、具体的な支障事例や制度改正の効果などの立証責任を地方のみに課すのではなく、国が地方に委ねることによる支障などの立証・説明責任を十分に果たせない場合には、原則として地方への権限移譲や規制緩和を行う方式とすること。
- ・ これまでの対応方針において、「検討を行う」又は年次を示して「結論を得る」とされた事項について、今後の検討において重点事項として取り上げるなど、政府全体として適切なフォローアップを行い、提案の実現に努めるとともに、その結果については地方に速やかに情報提供すること。

5 地方分権改革を推進するにあたり、さらに検討を深めるべき事項

- ・ 従来から議論のある条例による「上書き権」の問題に関しては、現行の法体系全体との整合性や個別法の趣旨目的などを踏まえつつ、地域の実情に応じた施策を地方が実施できるよう、法令の規律密度の緩和による自治立法権の拡充・強化と併せて、罰則のあり方についての検討も含め、引き続き法律と条例の関係についての議論を深めていくこと。
- ・ 地方分権改革のこれまでの成果の上に立ち、国の立法プロセスに地方の声を一層反映していくとの観点から、憲法改正に向けた議論において、地方自治の基本である住民自治と団体自治を憲法に明記すること。
- ・ また、参議院選挙区の合区の早期解消、地域代表制のあり方、国の政策決定への更なる地方参画、自治立法権・自治財政権の拡充・強化、などの議論を積極的に行うこと。